

「南富良野町イトウ保護管理条例」に関する問い合わせ先

南富良野町役場企画課企画振興係 電話:0167-52-2115 FAX:0167-52-2922

Email: kikaku@town.minamifurano.lg.jp ※イトウ保護管理に関する事項は、町ホームページにも随時掲載

し、お知らせします。 http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp

イトウの保護区域を指定しました

町民や遊魚を楽しむ皆様の手で大切な資源「イトウ」を次代に残しましょう!

昨年4月1日から施行された「南富良野町イトウ保護管理条 例」に基づき、南富良野町イトウ保護管理審議会(委員長 江 戸 謙顕 氏)が4月5日に開催され、イトウ保護区の指定などに ついて審議を行い、池部町長に意見書が提出されました。

町では、審議会の意見を踏まえて、採捕自粛を求めるイト ウ保護区の設定について決定し、4月15日に告示しましたの で、その内容についてお知らせします。



イトウの産卵期における保護区の指定

- ・保護の目的:イトウの産卵期による、イトウの保護管理を図る種の保存対策として産卵保護区を設定し 採捕(※1)の自粛をお願いします。
- ・自 粛 の 区 域:南富良野町字落合の北落合橋より上流の空知川水系全域 【別図①の産卵保護区】
- 自粛の期間:平成22年5月1日から平成22年6月15日まで
- 自粛の対象種:全ての魚類

2. 越冬期間における越冬保護区の指定

- ・保護の目的:越冬期間における、イトウ個体の保護管理を図る種の保存対策として越冬保護区を設定し 採捕(※1)の自粛をお願いします。
- ・自 粛 の 区 域: かなやま湖全域(但し、生息保護区の区域を除く)【別図②の越冬保護区】
- 自粛の期間: 平成22年12月15日から平成23年1月31日まで
- 自粛の対象種:イトウ

3. 周年における生息保護区の指定

- ・保護の目的:イトウ個体の生息を周年で保護することおよび釣り場の安全を確保することを目的として 生息保護区を設定し採捕(※1)の自粛をお願いします。
- ・自 粛 の 区 域: かなやま湖上を横断する、JR金山湖橋梁より上流直線距離で左岸50メートルの地点から 右岸50メートルの地点を結んだ線から金山ダム堰堤に至る間で囲まれた区域。
 - 【別図③の生息保護区】
- 自粛の期間:平成22年5月1日から周年
- 自粛の対象種:全ての魚類
- (※1) 採捕とは、水生動物の生きている個体の保護および水生動物の生きている卵の採取をいいます。

特定移入動物の指定

自粛要請する特定移入動物。

イトウの資源を保護することを目的として、次の魚類を特定移入動物として指定しますので、下記の区域 へ放つことの自粛要請をお願いします。

ニジマス、サクラマス(サツキマス)、イトウ(南富良野地域以外から持ち込まれたイトウ)

- ※上記の水生動物は卵を含み、生きているものに限る。
- ・自粛要請する期間:平成22年5月1日から周年
- ・自粛要請する区域:金山ダムより上流のかなやま湖および町内空知川水系全域(全ての支流・分流を含む)

本町の大切な資源「イトウ」を次代につなぐため、皆様のご協力をお願いします。



